

平成28年3月2日

平成28年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成28年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成28年3月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

副 町 長	中口守可	企画政策監	西啓介
副 町 長	種村誠之	水道事業理事	鵜久森敦
教 育 長	笠間光弘	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸野行男
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	しあわせ創造部 理 事	串山京子
総 務 部 長	古谷清	都市整備部理事	家永淳
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	河合敦巳
しあわせ創造部長	古橋重和	都市整備部理事	早野清隆
都市整備部長	木下研一	財政改革部副理事 兼財政課長	相馬進祐

教育次長 廣田 節子

しあわせ創造部副理事
兼住民生活課長 波戸元 雅一

危機管理監 中田 道徳

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本 保裕

議会事務局課長代理 増田 明

○会 期

平成28年3月1日から3月24日（24日）

○会議録署名議員

13番 中原 晶

1番 坂原 正勝

議事日程

- 日程1 議案第10号 平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件
- 日程2 議案第11号 平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第1次）の件
- 日程3 平成28年度当初予算に関する説明
- 日程4 議案第12号 平成28年度岬町一般会計予算の件
- 日程5 議案第13号 平成28年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
- 日程6 議案第14号 平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程7 議案第15号 平成28年度岬町下水道事業特別会計予算の件
- 日程8 議案第16号 平成28年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程9 議案第17号 平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件
- 日程10 議案第18号 平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
の件
- 日程11 議案第19号 平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- 日程12 議案第20号 平成28年度岬町深日財産区特別会計予算の件
- 日程13 議案第21号 平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
- 日程14 議案第22号 平成28年度岬町水道事業会計予算の件

- 日程 1 5 議案第 2 3 号 岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに
関する規約の制定に関する協議の件
- 日程 1 6 議案第 2 4 号 泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件
- 日程 1 7 議案第 2 5 号 岬町行政不服審査法施行条例を制定する件
- 日程 1 8 議案第 2 6 号 岬町コミュニティバス運行に関する条例を制定する件
- 日程 1 9 議案第 2 7 号 岬町観光案内所の設置及び管理に関する条例を制定する件
- 日程 2 0 議案第 2 8 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件
- 日程 2 1 議案第 2 9 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する件
- 日程 2 2 議案第 3 0 号 岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件
- 日程 2 3 議案第 3 1 号 岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及
び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する件
- 日程 2 4 議案第 3 2 号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、副町長以下関係職員の出席を求めています。ただし、昨日に続きまして、町長より欠席届が出ておりますので了解いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程1、議案第10号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案第10号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、決算見込みを踏まえ不用額の調整、先般成立いたしました国の補正予算を受けて実施する事業のほか、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億767万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,539万8,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いします。

地方交付税といたしまして、普通地方交付税の交付決定に伴い5,111万7,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、4,172万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、日本年金機構による個人情報の漏えいを契機に、住民情報の流出を防ぐため国の補正予算を受けて実施する情報セキュリティ強化対策費補助金630万円を増額計上する一方、道の駅整備事業に係る今年度の進捗状況を踏まえ、まちづくり交付金4,981万4,0

000円を減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、62万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、乳幼児医療費の助成に充当するための新子育て支援金の追加交付分13万5,000円、大阪府からの事務の移譲を受けて泉佐野市以南3市3町の広域福祉共同処理事務に係る交付金48万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては107万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、団体や個人からの指定寄附といたしまして小学校費寄附金10万円、道の駅の整備に伴う工事車両の通行による地域住民の安全確保のため地域貢献として申し出のあった協力業者からの寄附金97万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金3,136万8,000円を減額計上いたしております。

町債につきましては、2億8,740万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、国の補正予算を受けて実施する情報セキュリティ整備事業債3,290万円を増額計上する一方、道の駅整備事業進捗状況に伴い、道の駅整備事業債3億1,750万円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして8,561万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、今年度末の退職者4名に係る退職手当分割支給分の精算分4,315万7,000円、国の補正予算に係る補助金及び補正予算債等を財源に情報セキュリティ対策費として保守委託料、工事請負費、機器購入費を合わせて3,962万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

民生費といたしましては513万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成28年度からの保育所等の利用者負担軽減措置に伴う子ども子育て支援システム改修委託料81万円、乳幼児医療助成費につきましては年度末までの決算見込みに伴う不足額374万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

衛生費につきましては、ごみ処理施設における定量供給装置の改修に必要な消耗品費、工事請負費を合わせまして1,234万5,000円を増額計上する一方、年度末までの決算見込みを踏まえ修繕料を同額、減額計上するものでございます。

商工費につきましては、3億9,977万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、道の駅整備事業に係る今年度の進捗状況を踏まえ工事監理業務委託料、整備工事、備品購入費、整備工事負担金をそれぞれ減額計上するものでございます。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報償金193万8,000円、泉州南消防組合職員の退職に伴う消防組合の負担金360万1,000円、合計で553万9,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、419万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、指定寄附金を財源に小学校の図書購入費10万円を計上する一方、中学校非構造部材耐震化事業の決算見込みを踏まえ、全体で429万8,000円を減額計上するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表繰越明許表をごらんください。

集会所整備事業のほか6事業を掲げております。国の補正予算に伴う情報セキュリティ強化対策事業、子ども子育て支援システム事業の2事業のほか、集会所整備事業などの5事業がいずれも翌年度への繰り越しが見込まれることから、それぞれ繰越限度額を計上するものでございます。

続いて、5ページをご参照願います。第3表債務負担行為補正をごらんください。

淡輪老人福祉センター指定管理事業ほか2事業を追加するものでございます。

淡輪老人福祉センター及び火葬場の両施設につきましては、平成28年度からの新たな指定管理期間に係る指定管理料でございます。

また、コミュニティバス運行事業につきましては、平成28年度からの基本路線の運行委託料に係るものでございます。

なお、期間及び限度額につきましてはごらんのとおりとなっております。

最後に、6ページをご参照願います。第4表、地方債補正をごらんください。

情報セキュリティ整備事業を新たに追加するとともに、道の駅整備事業のほか1事業について、それぞれの限度額の変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大

綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘君 私は総務委員でないので、1点だけ聞かせてほしいんですけど、11ページの情報セキュリティですか、一応強化対策工事となっておりますけど、どのような工事するのか、その点、1点だけ。

○道工晴久議長 企画政策監、西啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

今回の地方公共団体情報セキュリティ対策の強化事業でございますが、これは昨年、日本年金機構が保持する個人情報が多量に流出したという事故を受けまして、国のほうから情報セキュリティの対策を取るよとということ強く求められているものでございます。

内容といたしましては、現在、庁舎の中で使っておりますインターネット、これにつきましては国、それから地方公共団体が接続されておりますLGWANという接続系統と、一般のインターネットの接続系統が同じ回線で庁舎内で利用できるようになっております。

そうすると、外からの侵入を許すことが懸念されますので、回線を分離するという工事を行うものでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成27年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程2、議案第11号、平成27年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業

勘定) 補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第11号「平成27年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第1次)の件」につきましてご説明いたします。

本会計は、主に要支援1、2の方の居宅予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る経費について経理しており、その業務は地域包括支援センターにおいて行っております。

本予算は、ケアプラン作成の件数増加に伴う経費について調整をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,674万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

サービス収入、予防給付収入といたしまして、居宅予防サービス計画収入として30万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましても4ページをごらんください。

事業費、居宅サービス事業費といたしまして、ケアプラン作成の件数増加に伴うサービス計画原案作成負担金30万円を増額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成27年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に

付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程3、「平成28年度当初予算に関する説明」及び、日程4、議案第12号「平成28年度岬町一般会計予算の件」から日程14、議案第22号「平成28年度岬町水道事業会計予算の件」までの12件について説明を求めます。副町長、中口守可君。

○中口副町長 日程3、平成28年度当初予算に関する説明及び、日程4、議案第12号、平成28年度岬町一般会計予算の件から日程14、議案第22号、平成28年度岬町水道事業会計予算の件まで、合わせまして12件の提案の説明をさせていただきます。少し長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、平成28年度岬町一般会計予算の件についてご説明いたします。予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ80億7,200万円を計上いたしております。対前年度比2.7%の増となっております。

なお、借換債の発行に伴い平成28年度予算では4,270万円、平成27年度予算では9,660万円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.4%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助ほか1事業につきまして期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。防災行政無線整備事業ほか9事業につきまして、記載の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページ、14ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、あわせて参照願います。

款1、町税につきましては対前年度1億1,054万9,000円減額の20億3,567万9,000円を計上いたしております。景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、人口減少に伴う納税義務者数の減少や主要企業が少ない本町におきましては、国の経済政策等の効果が十分には行き届いていない状況にあります。

本町では、厳しい財政状況を背景に、平成19年度以降に導入してきました固定資産税の超過課税0.3%につきましては平成25年度の0.1%の引き下げに続き、平成28年度はさらに0.1%の引き下げを行うことで住民負担の軽減を図ります。これにより大幅な減収となりますが、今後とも行財政全般にわたって改革を推進し、財政効果額を捻出することで対応するものでございます。

款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税、交付金につきましては5億9,738万7,000円を計上いたしております。平成27年度の収入見込み及び平成28年度の地方財政計画などを踏まえ、景気の回復に伴う配当割交付金及び消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加等に伴い対前年度1億1,380万2,000円の増額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況や平成28年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度1億円増額の19億4,600万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が16億8,100万円、特別地方交付税2億6,500万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度387万1,000円減額の5,876万2,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、多奈川地区多目的公園への第二阪和国道建設において発生した土砂仮置きに伴う町有地使用料の減少などにより、対前年度734万8,000円減額の1億1,577万8,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、町営緑ヶ丘住宅建設事業や（仮称）町道海岸線路線整備事業などに係る社会資本整備総合交付金、臨時福祉給付金等、給付事業の増加などにより、対前年度1億4,356万8,000円増額の11億2,509万円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、選挙執行委託金の減少などにより、対前年度110万1,

000円減額の4億9,697万8,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地売払収入の減少などにより、対前年度559万2,000円減額の4,528万円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度956万1,000円増額の1,531万1,000円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度1億3,387万5,000円増額の3億2,855万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として前年度と同額の1億5,000万円のほか、淡輪、深日、多奈川の各財産区などの特別会計繰入金6,700万3,000円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金の減少などにより、対前年度5,884万5,000円減額の1億2,918万3,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては11億7,400万円を計上いたしております。学校耐震補強事業や道の駅整備事業の減少などにより、対前年度1億2,500万円の減額となっております。なお、借換債を除く対前年度は4,860万円の減額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては35ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、議員報酬期末手当の増加などにより、対前年度771万6,000円増額の1億1,684万8,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、議場や委員会室にカメラを整備し、審議内容をインターネットで配信することで議会活動の状況を広く公開し、開かれた議会を目指すものでございます。

款2、総務費につきましては、多奈川朝日地区町有地法面改修事業や防災行政無線整備事業などの増加により、対前年度8,983万9,000円増額の10億275万6,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、現在のアナログ式の防災行政無線を平成34年度までにデジタル化に再整備を行うとともに、不測の事態に備えて住民の安心、安全を守る観点から・・・や電源装置などの機器を耐震性に課題がある本庁舎から本庁舎南側の町有地坊の山などに計画的に移設するための実施設計を行います。

また、多奈川地区の中集会所につきましては、平成27年度の里道廃止などの作業に続き、平

成28年度の増築工事を行い、完成を目指します。

加えまして、平成27年度から実施しております地方創生の取り組みといたしましては、平成27年度中に策定する、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられております住宅の取得や家賃の補助、不妊・不育への補助、出産祝い金の支給など、出産、子育てを引き続き支援することで少子化対策及び定住人口の確保につなげる取り組みを行います。

款3、民生費につきましては、臨時福祉給付金等給付事業の増加や新たに子ども・子育て支援新制度へ私立幼稚園が移行することなどにより、対前年度1億5,932万7,000円増額の23億3,850万3,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合などへの対応として、子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイを実施するほか、子育てを手助けしてほしい人と子育ての手助けができる人との相互援助活動、ファミリーサポート事業を平成29年度からの開始に向けて援助会員などの養成などの準備に着手します。

また、拡充施策といたしましては、新たに子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園に対して施設型給付費を支給するとともに、現在実施しております町立の子育て支援センターや淡輪幼稚園等に加えて当該事業者において保護者の病気や育児疲れによる心理的、身体的な負担を軽減するための幼稚園型一時預かり事業を行うことで保護者の子育てを支援してまいります。

款4、衛生費につきましては、ごみ処理施設運営経費の減少などにより、対前年度3,117万1,000円減額の5億9,624万3,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、C型肝炎陽性者の割合が多い本町におきまして、大阪府の肝炎治療費助成制度適用後の自己負担金について町独自の助成により全額助成することで、本人の経済的負担をなくすとともに、保健師の訪問により受療勧奨を行うことで早期に適切な治療につなげるよう支援を図ります。

また、産後育児不安が増加する時期に、助産婦と連携し、授乳や育児指導を行うことで産後ケアの充実を図り、産後2週間サポート事業をそういうことで実施いたします。老朽化し、現在、使用しておらない深日火葬場につきましては、平成27年度に実施いたしましたダイオキシン等の調査結果を踏まえまして施設の解体撤去に係る設計業務を実施いたします。

款6、農林水産業費につきましては、ため池改修事業の増加などにより、対前年度673万1,000円増額の5,677万7,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、道の駅みさき整備事業の減少などにより、対前年度1億9,7

71万8,000円減額の4億6,338万5,000円を計上いたしております。道の駅整備事業につきましては、事業の進捗状況を踏まえ、平成27年度一般会計補正予算（第6次）におきまして一部減額し、別途、平成28年度当初予算におきまして計上するものでございまして、今年度中の完成を目指すものでございます。

新規施策といたしましては、昨年10月に大阪府内で初めて国土交通省から登録を受けましたみなとオアシスみさきの基本施設であります深日港観光案内所を運営することでまちの魅力をPRし、深日港から町のにぎわいの創出を図ります。

また、本町の観光資源であります自然、歴史、文化等を広くPRし、交流人口の増加を図るため、観光ガイド事業やイベントへの支援、ホームページなどの情報の発信等に対して岬町観光協会への支援を強化することで観光協会と連携を図りながらまちの魅力の発信に努めてまいります。

款8、土木費につきましては、町営緑ヶ丘住宅建設事業や（仮称）町道海岸連絡整備事業の増加などにより、対前年度6億87万2,000円増額の17億7,207万5,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、歴史的文化施設であります興善寺、理智院、産土神社への参道となる道路整備に着手することで、町の歴史や文化の発信に努めるものでございます。

平成28年度は用地買収などを行い、平成29年度の完成を目指すものでございます。

また、平成26年度3月から供用開始されております多奈川地区多目的公園いきいきパークみさき内にサッカーやグラウンドゴルフなど多様なスポーツに利用できる天然芝を活用した公園整備を行うことで、子どもから大人までスポーツに親しめる環境の整備を行うものでございます。

また、コミュニティバス運行事業につきましては、運行事業者の撤退を受けまして、新たに4月から町が運行主体となり、通勤通学や公共施設などへの移動手段として引き続き運行を行うものでございます。

町営緑ヶ丘住宅建設事業につきましては、平成26年から平成27年度の第1期工区のA棟63戸の建設が終了し、入居が始まっております。新たに平成28年から平成29年度の第2工区のB、C棟63戸の建設に着手するものでございます。

款9、消防費につきましては、消防団の消防ポンプ操法訓練大会経費の増加などにより、対前年度376万円増額の3億6,431万1,000円を計上いたしております。前年度からの拡充施策といたしましては、東日本大震災の教訓を生かしまして、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、岬町地域防災計画を見直し、災害用備蓄物資の量、質の充実を図るものでございます。

款10、教育費につきましては、小学校耐震補強事業の減少などにより、対前年度2億5,726万5,000円減額の4億5,476万9,000円を計上いたしております。これまで年次的に実施してきました小学校耐震補強事業につきましては平成27年度をもちまして耐震化率100%を達成しております。

新規施策といたしましては、4月から深日小学校に深日保育所を併設し、新たな環境で小学生と保育所児童との交流を図りながら、特色ある教育、保育が始まるに当たり、深日小学校グラウンドの一部を芝生化するとともに、排水対策工事を実施いたします。

また、グローバル教育の国際理解教育推進事業といたしまして大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラムを活用し、小学校6年間を通じて英語の4技能（聞く、話す、読む、書く）を身につけ、英語技能検定5級程度の英語力を身につけさせる取り組みを行います。

款12、公債費につきましては、地方債元利償還金の減少などにより、対前年度1億7,060万7,000円減額の8億6,674万7,000円を計上いたしております。なお、借換を除く対前年度は1億1,670万7,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金積立金の減少などにより、対前年度48万4,000円減額の3,458万6,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町一般会計予算でございます。

続きまして、次に、平成28年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書117ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ32億912万6,000円を計上いたしており、対前年度比4.3%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書123ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては125ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の増加などにより、対前年度2,242万4,000円増額の6億8,974万2,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などとして前年度と同額

の2, 000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして前年度と同額の1, 000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、療養給付費負担金の増加などにより、対前年度5, 119万7, 000円増額の5億9, 352万円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして、対前年度2, 356万5, 000円減額の5, 545万2, 000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度2, 096万1, 000円増額の8億8, 608万8, 000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、普通調整交付金の増加などにより、対前年度757万2, 000円増額の1億7, 134万6, 000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金の増加などにより、対前年度2, 235万9, 000円増額の6億1, 058万9, 000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1, 000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度3, 220万9, 000円増額の2億188万4, 000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の減少などにより、対前年度1万1, 000円減額の50万1, 000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書124ページをごらんください。なお、詳細につきましては130ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度305万5, 000円減額の3, 626万1, 000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度1億6, 019万6, 000円増額の21億1, 881万8, 000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度319万5, 000円減額の2億6, 109万3, 000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者給付費等につきましては、対前年度2万4, 000円減額の18万4, 000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、対前年度3, 000円減額の1万円を計上いたしてお

ります。

款6、介護給付費につきましては、対前年度1,934万7,000円減額の9,776万3,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の減少などにより、対前年度817万9,000円減額の6億3,382万5,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度35万7,000円減額の2,852万1,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、特定健診事業や生活習慣病予防対策事業に加えまして、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款10、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の100万円を、款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などとして、前年度と同額の165万円を、款12、予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を、それぞれ計上いたしております。

以上が平成28年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書146ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億5,371万9,000円を計上いたしております。対前年度比3.0%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の150ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては152ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の減少などにより、対前年度768万円減額の1億9,297万2,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、保健基盤安定に係る一般会計繰入金の減少などにより、対前年度26万8,000円減額の6,074万4,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、延滞金などとして、前年度と同額の2,000円を計

上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書151ページをごらんください。なお、詳細につきましては154ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度14万3,000円増額の330万4,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の減少などにより、対前年度809万1,000円減額の2億5,011万5,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の20万円を、
款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が平成28年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書157ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億4,663万4,000円を計上いたしており、対前年度比2.7%の増となっております。なお、下水道事業借換債の発行に伴い、平成28年度予算では3,600万円、平成27年度予算では3,300万円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は2.4%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書161ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業ほか1事業について地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の163ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては165ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度198万6,000円減額の2億7,572万9,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、公共下水道事業債の増加などにより、対前年度66万円増額の2

億4,030万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は360万円の増額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度500万円増額の1,000万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業の増加などにより、対前年度4万5,000円増額の76万5,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の増加などにより、対前年度433万5,000円増額の1億991万4,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度303万1,000円増額の992万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書164ページをごらんください。なお、詳細につきましては168ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度674万1,000円増額の1億913万2,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、公共下水道事業費の増加などにより、対前年度231万4,000円増額の9,956万7,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費546万8,000円、公共下水道事業費9,409万9,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元利償還金の増加などにより、対前年度797万円増額の4億3,793万5,000円を計上いたしております。

なお、借りかえを除く対前年度は497万円の増額となっております。

以上が平成28年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書180ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,558万5,000円を計上いたしており、対前年度比3.7%の増となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の184ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては186ページに記載し

ておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度56万4,000円増額の1,414万円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料の減少により、対前年度4,000円減額の144万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書185ページをごらんください。なお、詳細につきましては187ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度56万円増額の503万9,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、前年度と同額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書の190ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ18億6,185万6,000円を計上いたしており、対前年度比0.3%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書196ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては198ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度289万円減額の3億5,393万2,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度1,000円増額の5万2,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度278万8,000円減額の4億2,908万4,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減少などにより、対前年度139

万8,000円減額の4億9,178万3,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度577万9,000円増額の2億5,294万3,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度8万9,000円増額の11万1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度643万6,000円増額の3億3,381万3,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億9,490万3,000円、介護給付費準備基金繰入金3,891万円となっております。

款11、諸収入につきましては、認定調査受託金の増加などにより対前年度3万7,000円増額の13万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の197ページをごらんください。なお、詳細につきましては202ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度328万7,000円減額の6,310万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の減少などにより、対前年度851万7,000円減額の17億4,286万5,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、生活支援体制整備事業費の増加などにより、対前年度1,707万円増額の5,328万5,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましても200万円をそれぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書220ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,779万8,000円を計上いたしており、対前年度比8.2%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の224ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては226ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、居宅予防サービス計画費収入の増加などにより、対前年度140万1,000円増額の1,779万8,000円を計上いたしております。

なお、諸収入につきましては科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の225ページをごらんください。詳細につきましては227ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度135万5,000円増額の1,779万8,000円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書233ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ754万4,000円を計上いたしており、対前年度比2.8%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の237ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては239ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度23万円増額の299万8,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1,000円を、款3、諸収入につきましても、預金利子といたしまして1,000円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度2万5,000円減額の454万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書238ページをごらんください。なお、詳細につきましては241ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度5万円減額の542万5,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度25万5,000円増額の111万9,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の245ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ5,093万2,000円を計上いたしており、対前年度比35.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の249ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては251ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度14万円増額の2,167万7,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度1,000円減額の8,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度2,842万8,000円減額の2,924万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書250ページをごらんください。なお、詳細につきましては253ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより、対前年度51万円増額の78万5,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,879万9,000円減額の4,314万7,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の257ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ6,472万3,000円を計上いたしており、対前年度比110.2%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の261ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては263ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度69万3,000円減額の58万7,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度1,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度3,463万円増額の6,413万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書262ページをごらんください。なお、詳細につきましては265ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度59万円減額の803万4,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度3,452万6,000円増額の5,568万9,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成28年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成28年度岬町水道事業会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の269ページをご参照願います。

第2条の平成28年度の業務予定量につきましては、給水戸数8,087戸、年間総給水量190万9,913立方メートル、1日平均給水量5,233立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億6,463万1,000円、事業費用5億5,384万8,000円を計上いたしております。

予算書270ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,827万円、資本的支

出1億8,918万4,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億7,091万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

予算書271ページをご参照願います。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を、第9条では、建設改良事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成28年度一般会計予算のほか10会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じております。ご審議の上、議決賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 私は、担当委員会に属していない部分についてちょっとお尋ねしたいと思います。

5点ほどあるんですけども、続けてお尋ねしてよろしいですか。

○道工晴久議長 どうぞ。

○田島乾正議員 まず、最初は農林水産費の節の13、委託料で、これは農地台帳というのはいかなもので、どのようなものかの説明をいただいて、農地台帳の現況、現在どんな台帳の部分の委託をされているのか、中身等について教えてほしいと思います。

2点目ですけれども、観光費の中で俗に道の駅の部分ですけれども、節15の工事請負費の部分、これは現在、道の駅の建設に伴う造成工事をしていると思うんですけども、これの工期はいつまでになっているのか、その部分をちょっと教えてほしいんですけどね。現在、工事をされてます

けども、金額等については別にお尋ねしませんが、工期の部分。

そして、節17の公有財産、これ、恐らく用地買収と思うんですけども、この用地の面積、広さですね。どの部分の公有財産として購入されたのか。

そして、18の備品購入費、この備品の中で1,500万円になってるんですけども、どのような備品を購入される予定ですか、備品の内容等を教えてほしいと思います。

次に、同じく土木費で、道路維持費、この部分の中の節の中で、15、工事請負費、これ町道すこやか線整備工事になってるんですけども、以前にお聞きしたのは墓地線やったと思うんですけども、すこやか線って、いつ、名称を変えられたのか、さっぱり意味がわからないし、なぜこういうような名称にしてしまったのか。墓地線よりすこやか線のほうが聞きざわりがいいですわな。

そして、その次、17の公有財産購入費、これは600万円になってるんですけども、幾らでどのぐらいの面積購入されたのか、坪単価幾らぐらいで購入されたのか。そして、面積的にどういうあれになったのか。

そこをお尋ねしたいのと、これ、恐らく拡幅工事と思うんですけど、その面積の部分と。そして、将来的にこの道路は正門になるのか、裏門として使うのか、将来展望がわからないわけですね。

ですから、もし正門にするならば、現在の国道26号線の信号機設置も必要になってくるし、その部分が全然見えてこないの、町道の名前は変わるは、そして、面積はわからないは、どうなってるのかということで、ちょっと私、担当委員会違いますので、この際、お聞きしておきたいのと、かように思ってます。

そして、都市計画費の部分に入って、公園費、これは児童公園じゃないと思うんですけど、恐らく土取り跡地の部分と思うんですけど、節7の賃金の部分で、臨時職員賃金で148万4,000円になってるんですけど、これ何名の臨時職員を雇用して、臨時職員の作業内容、これ等についてちょっと教えてほしいのと。

18の備品購入費、114万6,000円の備品、どんな備品を購入したのか、これもちょっと教えてください。

以上、説明をお願いしたいと思います、4点。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。どの部署からでも結構です。

都市整備部理事、河合君。

○河合都市整備部理事 では、1点目の農地台帳の件数なんですけども、農地台帳は平成26年度

から補助金を使ってシステム化されています。約ですけど、500軒の農家の方が登録されています。

続きまして、道の駅の工期なんですけども、一応、平成28年2月から平成29年3月にかけて工事については造成費及び地域振興施設、建物を含めて平成29年3月までの予定で進んでおります。

購入する用地の広さなんですけども、約150平米であります。

備品の購入費の内訳なんですけども、調理器具、物販台、大型冷蔵庫であります。

○道工晴久議長 150平米で間違いはないですか。

○河合都市整備部理事 150平米で間違いありません。

すみません、この用地、公有財産費の部分なんですけども、カイガ池の部分で、町道の増幅を含めた部分の財産購入費であります。カイガ池に隣接する道路を広げるための購入費であります。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 私のほうでは、すこやか線のことになりますけれども、基本的に当初、墓地という名称がついておりましたので、小学校と併設されるということで、それに見合った形で名称変更させていただいたような状況でございます。

基本的に、認定に当たりましては、議会等でご説明させていただく形になるのですが、名称変更につきましては、議会へ上程する必要はなかったものですから、こちらのほうでさせていただいたという状況でございます。

あと、すこやか線の面積になりますが、約160平米です。幅でいいますと約2メートル、延長で80メートルとなっております。

あと、正門部分になるのかどうかというところですが、先ほど議員のほうからご指摘いただいておりますように、現在、そこを拡幅しまして交差点部ですけども、警察や国道のほうとも協議をしまして、基本的には、最終的には横断歩道設置なり、信号機の設置を現在、併行して要望しているところでございます。

基本的に、学校の正門というのは現在の正門であろうというように考えられますし、保育所のお子さんの保護者の送り迎え等もございまして、その辺の活用等もあろうかと思っておりますので、正門的な扱いというようにはならないと考えてございます。

○田島乾正議員 坪単価は。

○木下都市整備部長 坪単価でいいますと、12万3,750円となります。

○道工晴久議長 企画政策監、西啓介君。

○西企画政策監 それでは、私のほうから公園費の経費のほうをご説明させていただきたいと思えます。

ご質問2点いただいております。まず、1点目の臨時職員の件でございますが、多目的公園につきましては、現在2名の体制で維持管理を行っております。1名は、再任用職員、それと1名、臨時職員ということで2名体制で維持管理を行っております。

再任用の職員につきましては、総務のほうで予算計上されておまして、臨時職員1名分の賃金のほうが公園費のほうで予算計上されております。

内容につきましては、多目的公園の維持管理ということで公園としての機能を維持するための草刈りなり、運動広場の使用の管理などの業務に従事しているところでございます。

それと、2点目の備品購入の件でございますが、内容につきましては、今回、草刈り作業の軽減を図るために自走式の草刈り機1台と乗用式の芝刈り機1台の2台購入する予定で予算のほうを上げさせていただいております。

○道工晴久議長 答弁漏れございませんか。道の駅の備品関係が抜けているということですが。

済んでいるようですね、結構です。

田島乾正君。

○田島乾正議員 この台帳の部分で500軒って聞いたんやけども、耕作してなかったも、放棄地やったら、一応、これは台帳整備して記帳しとくのですかな。その点、ちょっとわからなかったのですね。当町で500軒の農家さんの台帳整備をしてるのかな。

私、見る限りでは、そういう耕作している田んぼ、指で数えるぐらいあるんですけどね、500軒も実際あるのかなと。

それ、再確認します。また、ご答弁いただきたいと思えます。

もう、台帳はええですわ、もう結構です。パスします。

そして、今、木下部長、答弁してもらったんやけども、すこやか線ね、これ別に町道認定の条例でそれをする必要はないと思えます。

しかし、理事者側で勝手に名前変えて、議会にも報告しないというのは、これまたいかがなものかと思えますので。町道というのは物すごく本数あるでしょう。ですから、やはり町道の名称変えたら、速やかに個々の議員、ともかく議会議長宛てにこういうように変えましたと、そういうことを報告してもらったら、議長はまた各議員に説明するのに、勝手に変えられたら困りますよ、幾ら根拠がないと言ったって。

勝手に変えるのやったら、議会も勝手にやりますよ。そういうことになるので、やはり信頼の

原則ということでね。

そして、160平米、2メートル掛ける80メートル、これ600万円で譲っていただいたと。売ってくれる方なかったらこんなことできませんので、それは売ってもらったらありがたいかと、感謝します。

そして、子どもらの通学路が安全、安心を確保する、これはいい事業です。私、何も反対してません。

ただ、この計画はいつごろ計画されたのかな。深日保育所が老朽化して、給食設備も不衛生な状態やからということていろいろな面で小学校のほうに一部編入して、それはいい考え方と思うんです。やはり、あるものを利用して、そして集中型でやってもらう、これはいい話です。

しかし、この道路の拡幅とか、こういう部分についてはいつごろの計画であったのか教えてほしいんです。

別に、今すぐ資料なかったら結構です。大体、何年ごろからの計画してましたと、そういうことを言ってほしいのと。

そして、拡幅した道路の坪単価、今お聞きしたら12万円というけども、岬町で12万円といったら結構いい値段しますわな。私、これ非公式ですけども、淡輪のセブンイレブンの直近の国道沿いで坪3万円で売買されているのをお聞きしてるんです。

ですから、これは12万円というのは町は納得して買ったと思うんですけど、買いはるのか知らんけども、私から見たら本当に妥当な金額ですかとお尋ねしたいわけですね。そこがどうも私は、国道のねきで3万円で売られた方がおると、淡輪地区で。ちょうど海風館行くところの交差点の角の手前のね、この所有者も知ってますけども、個人名は出せませんので。

この点についてどうですか、12万円は担当としては妥当な額やおっしゃられるのか、ちょっとその点ご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

深日保育所の深日小学校の併設につきましては、平成25年度ごろから内部で検討を始めております。平成26年度に本格的な検討をするとともに、保護者との意見交換も踏まえて現在に至っております。

平成25年度ごろから内部で協議をしているときから、やはり、送迎には問題があるというところで拡幅が必要ではないかという議論を始めているところでございます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

単価につきましては、路線価を参考にし算定させていただいたもので、今後、実施に当たりましては、鑑定単価を採用させていただいて交渉させていただくという状況になろうかと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 事業委員会に所属しておりませんので、その分野にかかわる事柄でお尋ねをしたいと思います。

予算書の79ページ、観光費の中で節15、工事請負費の海釣り公園整備工事の工事内容、必要性等についてご説明ください。

それから、予算書の89ページ、民間住宅管理費のところ、一番上の欄に節15として工事請負費、民間住宅空き家除去工事が設けられておりますので、この内容についてもご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 理事者の答弁求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

海釣り公園整備180万円につきましては、海釣り公園のつり棧橋部の手すり等の腐食が進んでおりまして、その補修をさせていただく工事費となっております。

○道工晴久議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 ただいまのご質問の民間住宅空き家除去工事についてでございますが、場所が多奈川の朝日自治区のほうで、昨年、老朽家屋ということでこのまま置いておくと屋根、外壁が飛んで危ないということで情報をいただきまして、その後、住宅の所有者等、いろいろ特定に努めたのですが、どうも行き当たらず、また、土地のほうも公図とかが混乱しておりまして、なかなか特定をするのが難しい。

そのような中で、町のほうで除去をすべきではないかということで判断いたしまして、当初予算に計上させていただいております。

なお、今後、土地の所有者等の特定につきましても法務局等と協議を進める予定としておりまして、所有者等確定できない場合に町のほうで執行したいと、このように考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号「平成28年度岬町一般会計予算の件」から議案第22号「平成28年度岬町水道事業会計予算の件」までの11件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程15、議案第23号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西啓介君。

○西企画政策監 日程15、議案第23号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、同規約を制定することについて、地方自治法第252条の14、第1項の規定により泉佐野市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるもので、提案理由といたしましては、事務の効率化を図るとともに、地方分権を推進するため、専門性の高い環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することについて、泉佐野市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

大阪府では、大阪発地方分権改革ビジョンに基づき、平成22年より府内全市町村に特例市並みの権限移譲を進めており、岬町では身近な公共サービスの基礎自治体である市町村が担うべきとする地方分権の考え方に基づき、現状における職員体制を踏まえつつ可能な限り権限移譲を受けることを基本として権限移譲を進めております。

これまでも専門性が高く、市町単独で権限移譲を受けることが困難と考えられる事務につきましては泉佐野市以南の3市3町の広域連携により権限移譲を受けてきたところであります。

今回、環境農林水産行政に関する事務の一部を大阪府から権限移譲を受けるに当たり、3市3町で調整を行い、泉佐野市にその事務の管理を及び執行を委託することで調整が整いましたので、事務委託に関する規約を定めるものでございます。

議案書裏面をごらんください。

第1条は委託事務の範囲を定めるもので、第1号の動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置から第14号のエコファーマーの認定までの14事務について大阪府から権限移譲を受け、その事務の管理及び執行を泉佐野市に委託するものであります。

第2条は委託事務の管理及び執行を定めるもので、委託事務の管理及び執行については泉佐野市の条例及び規則等に定めるところにより行うものであります。

第3条は経費の負担を定めるもので、委託事務の管理及び執行に要する経費は岬町が負担し、その経費の額及び支払の時期は、泉佐野市長と岬町長が協議して定めるものであります。

なお、事務処理に当たっては、大阪府から権限移譲交付金が処理件数に応じて岬町に支払われ、その交付金を事務委託経費として泉佐野市へ負担金として支払う予定です。

第4条は収入の帰属を定めるもので、委託事務の管理及び執行に伴う収入の帰属は泉佐野市長と岬町長が協議して定めるものであります。

第5条は連絡会議について定めるもので、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとするものであります。

第6条は委任の規定で、この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は泉佐野市長と岬町長が協議して定めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件でございます。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようでありますので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の制定に関する協議の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、

総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程16、議案第24号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 日程16、議案第24号、泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件についてご説明申し上げます。

泉州南消防組合理約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条、第1項の規定により関係市町と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、泉州南消防組合の執行機関の選任及び任期の変更について、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町及び田尻町と協議するに当たり議会の議決を求めるものです。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

泉州南消防組合理約の一部を次のように変更する。

第11条第1項中、「長の」を「市の長のうちから」に改め、同条第3項中、「市町」を「市」に改める。

第12条中「関係市町の長の任期による」を「2年とする」に改め、同条に次の2項を加える。

第2項、管理者、または副管理者が関係市町の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

第3項、前項の規定により、管理者または副管理者がその職を失い、新たな者が選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

附則として、施行期日は、第1項、この規約は大阪府知事の許可のあった日から施行する。

また、経過措置として、第2項、この規約の施行の際、現に在任している管理者及び副管理者の任期については改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

以上が本件の概要でございますが、今回の規約変更に至る経緯を説明させていただきます。

広域消防業務は平成23年に泉州南ブロック消防広域化協議会が3市3町で設立し、泉佐野市

長が会長を務め、平成25年4月1日から協議会の会長が本組合の管理者に選出され、本組合設立後4年目を迎える状況等を鑑み、関係市町それぞれの行政運営を取り入れ、より一層円滑な広域消防行政を推進する必要があることから、平成27年12月24日の正副管理者会議において協議されたものでございます。

以上が経緯でございます。

なお、本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この件ですけれども、岬町としてかりに否決された場合、今後、どのようなことになるかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

今後、関係の3市3町が同様に議会のほうへ上程していく状況でございます。仮に本町が否決となった場合には、やはり、今後の運用が難しくなっていることと予想されますが、許可をいただきますと、大阪府知事の許可も必要となつてまいりますので、その辺も、また大阪府なりとも協議させていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾議員、よろしいですか。

他にございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 今の松尾議員の関連質問なんですけれども、当町にとっては余り好ましくないような状況に、今、説明で聞きましたんやけども、もう少し詳細に説明願えませんか。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

今回、行政規模等考慮いたしまして、市の長に管理者を選任するということは適正であるというところで、この平成27年12月24日の正副管理者会議で決定されておまして、町におきましても副管理者として引き続き泉州南消防組合運営を担うということで公平性は保たれるもの

と考えております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 それは先ほど回答してもらいましたんやけども、岬町にとってこれが議決された場合に、岬町に不利になるようなことはどういうことがありますかということは今、聞かせてもらったんですよ。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えします。

今回の長の選出につきましては、3市の間で協議したものでございまして、岬町である副管理者につきましては特別影響はございません。

○道工晴久議長 出口議員、よろしいですか。

また、ゆっくりと説明、私のほうからもさせていただきますけども、岬は何ら変更はないんです。どうぞ、出口 実君。

○出口 実議員 先ほど説明された、担当理事のほうから、これが議決された場合には当町が不利になる部分もありますよということをお話しされたので、それはどういう面ですかということをお聞かせしてもらってるんですけども、その回答が出てないので、再度質問させてもらった次第でございます。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 失礼しました。

仮に町が否決された場合でも、特別、岬町として影響あるということではございません。今後、副管理者という立場の中で今後も運用してまいりますというところでございます。

○道工晴久議長 これを通ったら不利かどうかと聞いているので、議決は関係ない。

○中田危機管理監 失礼しました、すみません。

たびたび申しわけございません。

今回の議案が仮に岬町のほうが可決された場合には当然、大阪府と今後、

○出口 実議員 質問は、今、理事が岬町、不利になりますよという話をされたから、どういう不利な面がありますかということをお私、聞かせてもらったんですよ。

もう結構です。また、後日ちゃんと聞かせていただきます。

○中田危機管理監 申しわけございません。

○道工晴久議長 他にございませんか。危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 申しわけございません。

当町にとって不利ということではございませんので、その辺だけご理解いただきたいと思
います。

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件」については、
会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程17、議案第25号「岬町行政不服審査法施行条例を制定する件」を議題と
します。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程17、議案第25号、岬町行政不服審査法施行条例を制定する件について説
明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、岬町行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、町
長の附属機関の設置及び提出資料等の写し等の交付に係る手数料を徴するため、本条例を制定す
るものであります。

行政不服審査法は、行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、
国民が簡易、迅速かつ公正な手続のもとで広く行政庁に対する不服申し立てをすることができる
ための制度を定めることによりまして、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な
運営を確保することを目的としております。

現行の行政不服審査法につきましては、昭和37年から施行されておりますが、制定後約50
年ぶりに抜本的な見直しが行われました。

その結果、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度につきまして、公平性の向上、
使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、平成26年に全部改正されまして、
来る平成28年4月1日から施行されることとなっております。

これに伴いまして、町長の附属機関の設置及び手数料に関し条例を制定する必要があることか
ら、本条例の制定をお願いするものでございます。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。

また、説明に当たりましては別添資料の岬町行政不服審査法施行条例（案）の概要に沿って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、新しい行政不服審査法の概要について説明いたします。別添資料の2ページ、裏面のほうでございますが、行政不服審査法の改正ポイントをご参照いただきたいと思います。

まず一つ目でございますが、図表のほうにありますように、審理員による審理手続、それと第三者機関への諮問手続が新たに導入されます。

次に、下のほうの丸でございますが、不服申し立ての手続は、審査請求に一元化されまして、今までありました異議申し立て手続は廃止されます。

また、審査請求することができる期間は、これまでの60日から3カ月に延長されます。

条例案の概要について説明します。

資料の1ページをご参照いただきたいと思います。

先ず、第2条から第7条、附則第2項及び附則第3項におきましては、町長の附属機関として岬町行政不服審査会を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

法の規定に基づきまして附属機関を設置することとし、その名称は岬町行政不服審査会とします。

審査会は5名以内で組織しまして、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者を町長が委嘱し、任期は2年とします。ただし、最初の任期は平成29年3月31日までとしています。

委員の報酬は、会長は月額7,000円、委員は月額6,500円としております。

次に、第8条、第9条及び別表におきまして、審査請求人等が審査請求等に係る提出書類等の写し等の交付を受ける場合の手数料について定めることとしております。

行政不服審査法施行令に定める額に準じまして、白黒1面につき10円、カラー1面につき20円と規定いたしまして、また、この手数料の減免、あるいは免除について定めております。

附則のほうでございますが、附則第1項におきまして、施行期日を新しい行政不服審査法の施行日と同日であります平成28年4月1日からとしております。

以上が岬町行政不服審査法施行条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町行政不服審査法施行条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

あと議案もたくさん残っておりますし、十分大綱的質疑をしていただきたいと思いますので、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは休憩いたします。

13時から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 0時01分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

午前の部で一部訂正がございますので、理事者から訂正の旨の発言を求められておりますので、許可したいと思います。副町長、中口守可君。

○中口副町長 議長のお許しを得ましたので、午前中に私のほうから平成28年度予算案の説明に対し、一部発言の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

予算書の121ページのくだりでございます。

121ページのくだりの、平成28年度岬町国民健康保険特別会計予算の件でございまして、その款6、正しくは「介護納付金」のところを、私の発言で「介護給付金」という発言をいたしました。

訂正いたしたいと思います。今後このような間違いがないようにいたしたいと思いますので、ご勘弁いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 続いて、都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 先ほど、一般会計当初予算の件で田島議員よりご質問に回答させていただいたのですが、その中で2点誤りがございましたので、この場をおかりして訂正させていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、河合理事の答弁で農地基本台帳登録者数の数でございますが、500人とお答えさせていただいたのですが、正しくは455人となっております。申しわけございませんが、訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

もう1点、最後になります。町道深日すこやか線整備に絡みます用地買収の面積でございますが、わたしが延長80メートルの2メートル、160平米というように回答させていただいたのですが、それは間違いでございまして、80メートルの幅3メートル、面積で言いますと240平米となっております。訂正をお願いします。

あと、単価でございますが、坪単価12万3,750円と回答させていただきましたが、坪単価に換算しますと、正しくは8万2,500円となっております。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 この際にちょっと注意しておきます。

こういった訂正箇所の内容に今後とも発言については十分責任を持ってしていただくようお願いしておきます。

○道工晴久議長 それでは、日程18、議案第26号「岬町コミュニティバス運行に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程18、議案第26号、岬町コミュニティバス運行に関する条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、道路運送法第78条に規定する市町村運営有償運送を行うに当たり、本条例を制定するものでございます。

コミュニティバスの運行につきましては、現行バス事業者が協定期間を1年残して撤退をすることから、日常生活に必要な移動手段を確保するために、4月以降のバスの運行について町が実

施主体となって、自らのバスで運行する市町村運営有償運送で運行するに当たり、運行に関し必要な事項について条例で定めるものでございます。

それでは、条例の概要についてご説明をさせていただきます。議案書の裏面をご参照ください。

まず、第1条では、目的を定めておまして、日常生活に必要な移動手段を確保し、地域住民等の福祉の向上を図ることを目的といたしております。

次に第2条では、コミュニティバスの定義を道路運送法に基づく市町村運営有償運送とし、第3条では、その運行路線及び運行区域は、道路運送法の規定により登録を受けた運行路線及び区域と定めるとともに、停留所、運行回数や運行時間等については規則で定めることといたしております。

なお、停留所につきましては現行位置を基本に、望海坂地域に望海坂1丁目西を新設をいたします。

第4条では、運行の業務の一部を委託することができる旨を規定いたしております。

第5条につきましては、運賃について1人1乗車100円とすることを定めており、第6条において運賃の免除について定めております。

運賃の免除につきましては、6歳未満の者及びその者に同伴して乗車を必要とすることを認めた保護者、障がい者及び障がい者に同伴して乗車を必要とすることを認めた介護人、または付添人について免除するとしております。

第7条は11枚つづりが1,000円、22枚つづりが2,000円の回数利用券の発行について定めております。

第8条は、運賃等の返還について。

また、第9条については利用者の責務。

また、第10条については、乗務員の制止または指示に従わない者などに対する利用の制限について定めてございます。

次に、第11条では、天災等によりコミュニティバスの運行に支障が生じた場合における乗車区間の制限や運行中止、また手回り品の制限について定めております。

第12条につきましては、損害賠償。

また、第13条では、コミュニティバス運行に必要な事項については運輸規則等の法令等の規定を準用することを定めており、第14条につきましては、規則への委任について定めてございます。

次に、附則といたしまして、条例の施行日を平成28年4月1日といたしております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私は厚生委員会に属しておりませんので、何点か質問させていただこうと思いません。

まず、この条例なんですけども、この条例を見させていただくと、基本路線のみの条例か、もしくは基本路線プラス乗り継ぎ支線を含む条例か、まず確認させていただきたいと思います。

2点目に、この規則というのがあるということですが、審議するに当たりまして、やはり、この規則を見せていただかなければ十分な議論ができないのではないかと思いますので、委員会資料等々見ているんですけども、そういうのを出してもらうということは可能なことでしょうかということが2点目でございます。

とりあえず、以上2点お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

本条例につきましては、第3条の運行路線等で定めておりますように、第79条の規定により登録を受けた運行路線及び運行区域とするということにしておりますので、いわば運輸局に届けた基本路線のみの条例となります。

それと、あと規則につきましては、今、規則を整備中でございますが、停留所でありますとか運行時間についてはまだ詳細を最終詰めているところでございますので、停留所等については規則という形ではなくて、資料としてお出しできることは可能かと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まず、今の回答をお聞きしまして、昨日、我が家にも回覧板にて岬町地域公共交通会議ニュースというのが配られてまいりました。

その中で、表面と裏面とある中で、運行計画というのを裏面に出していただいております。その中

の左と右に分かれておりまして、左側が基本路線運行計画、右側が乗り継ぎ支線運行計画。この条例に当てはまるのは、ここの部分というんですか、基本路線運行計画のみの条例であるということをもう一度確認させていただきたいなと思うのと、それと、その中身におきまして運賃というのがありますが、6歳未満の者及びその者に同伴して乗車を必要とすることを認めた保護者がありますが、この保護者が1名だけであるのか、多数でもいいのか。(1)の6歳未満のところと(5)の介護人または付添人という、1人限定で免除するというのか、以上、2点お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

議員から先ほど紹介のございました岬町地域公共交通会議ニュースにつきましては3月1日付で全戸配布させていただいたところでございます。

その裏面に基本路線運行計画と乗り継ぎ支線運行計画と二つございます。今回の条例に利用料を適用するのは、基本路線運行計画の部分についての条例でございます。

乗り継ぎ支線につきましては乗り継ぎを基本としておりまして、基本路線に乗り継ぐときにお金を支払っていただくという形を取っておりまして、町が直営と申しますか、町が再任用職員等を活用して運行する路線、いわゆる、たとえの話ですが、送迎という形になりますので、その部分についてはこの条例の適用は受けないというところでございます。

それと、もう1点の、条例で定めております運賃の免除の部分でございます。6歳未満の子どもで同伴して乗車を必要とする保護者、あるいは障がい者、また、それに同伴を必要とする介護人、または付添人につきましては原則的には1名になろうかと考えておりますが、子どもの場合、子ども2人に親2人という場合も考えられますので、その場合については1対1になると今のところ考えております。

障がい者の部分につきましては、当然、介護人は1人という前提で今、考えているところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町コミュニティバス運行に関する条例を制定する件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程19、議案第27号「岬町観光案内所の設置及び管理に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程19、議案第27号、岬町観光案内所の設置及び管理に関する条例を制定する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由としまして、本町の魅力を広く情報発信するとともに、本町を訪れる観光客等に対して的確な現地情報の提供を行うことにより観光のイメージアップを図り、もって本町の交流人口の拡大に資するため、深日港観光案内所を設置及び管理するに当たり、本条例を制定するものでございます。

それでは、岬町観光案内所の設置及び管理に関する条例(案)の内容についてご説明いたします。

まず、第1条は観光案内所の設置について定めております。

第2条は施設の名称及び位置を定めており、

(1) 名称 深日港観光案内所

(2) 位置 岬町深日3500番地

第3条は、第1条に規定する目的を達成するために行う事業を第1号から第3号に規定してございます。

第4条は、施設の管理について定めており、観光案内所の管理は町長が行うとしております。

第5条は、職員の配置について規定してございます。

第6条は、開館時間等について規定しており、観光案内所の開館時間及び休館日は規則で定めるとしてございます。

第7条では使用料について定めており、観光案内所の使用料は無料とするものでございます。

第8条では入館制限を第1号から第4号に規定してしております。

そして、第9条では損害賠償について定めております。

次に、第10条に指定管理者による管理のことについて定めてございます。

第11条では、指定管理者の管理の期間について定めており、指定管理者が観光案内所の管理に関する業務を行う期間は、5年を限度として町長が定める期間とする。ただし、再指定を妨げないとしてございます。

第12条には指定管理者の業務について、第1号から第4号で定めてございます。また、第2項は第6条中の町長を指定管理者に読みかえる規定となっております。

第13条では、指定管理者が行う管理の基準を定めてございます。

第14条では、この条例の施行に関し、必要な事項について規則に委任することとしております。

最後に、附則としまして、条例の施行期日を公布の日から施行することとしております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 この件も私は担当委員会に属してませんので何点かお聞きしたいと思います。

きのうも一般質問等々でこの観光案内所の部分がある議員が質問していたのですが、まず、第3条のこの事業、そして第5条の職員、この部分についてお尋ねしたいと思います。

第5条で観光案内所に必要な職員を置くことができる。置くことができる、置かなくてもいいと、そう解釈していいと思うんですけども、実質、職員を配置しないんですか。

当然わかっていると思うんですけども、後のほうで、第12条で指定管理者の業務について云々言ってるんですけども、職員を置かないのか、置くのかということをもっとご答弁いただいて、きのうも一般質問であったんですけども、観光案内所では物販しないのかと、そういうことも質問されてたんですけども、そしたら、この案内所というのは、維持管理については何ら収益性がなく、結局、維持管理はどの原資で運営していくのかということがちょっとわからないので、国、府、また一般財源でやるのか、補助対象があるのか、それとも、どの方法で維持管理を補填していくのか、これも合わせて一つご説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

職員を置くのかということですが、その点につきましては職員を置く予定でございまして、行く行くは岬町観光協会さんに管理運営をやっていただけるような状況になればと考えているところでございます。

それと、物販の関係でございまして、それは施設の補助金等の問題もございまして、基本的にそういう収益の上がるようなことができないものですから、昨日も松尾議員のほうから一般質問のときにお答えはさせていただいているのですけれども、PR用のマスコットキャラとか、収益を目的としてない部分についてはサービスの観点から、その範囲については特別問題はないと考えているところでございます。

あと、維持管理費についてでございますが、基本的に町の施設となってございますので、町のほうで対応していくということになるのですけれども、行く行く、指定管理者といたしますか、観光協会さんのほうで運営できるような形になれば一番いいのかなと思っておりますが、当面は町のほうで進めていく考えでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 一番心配するのは、箱物をつくるのはいろんな国とか府の補助金等々で建てるとはいいいんですけれども、道の駅もしかり、やはり、そういう箱物建てた後、どう維持管理していくか、ここが一番問題ですね。

維持管理するに当たって一般会計を補填してやるという、そんな時代はもう過ぎ去ったと思うんです。やはり、財政的に一番大変なのは、どの施設でもある程度収益を求めて、収益を上げておかないと、行政のやることはサービスでいいんですけれども、しかし、そんなサービスのみでやってるという時代じゃないし、やはり、ある程度利用される方は受益者負担制度、きのうの一般質問の通告の部分あるんですけど、何もかもおんぶに抱っこというわけにいきませんので、受益者負担ということも考えていただかないと、幾ら観光協会の方が指定管理者として入ってもらったところで、結局、施設の運営ですね。結局、収益が乏しい中でどうしたらいいのかということになりますので、一つ、最初、職員を配置するんですけども、職員を配置した後、行く行くは指定管理者制度で観光協会のほうに移行していくんですけども、やはり観光協会も運営するに当たって、苦しくないようにちょっと料金体系とか、いろんな収益性もしていかないと、この条例では何か漠然として、はっきりしとかなないと何を言ってるんやということになってきますので、これは担当委員会でまた議論してもらおうと思うんですけども、私は一応、後の維持管理費について一番心配してますので、一つ、担当課としても維持管理費の捻出を汗をかいていただきたい、か

ように思いますので、要望として上げときます。答弁、結構です。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

答弁あるんですか、修正ですか。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 先ほど、私、条例の説明をさせていただいた中で1点、説明に誤りがございまして、訂正させていただきたいと思います。たびたびにわたり、まことに申しわけございません。

修正させていただくところでございますが、最後に附則といたしまして、私のほうで、当初説明させていただいたのは、条例の施行日を公布の日から施行することとしておりますとご説明させていただいたのですが、正しくは、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するということが正しい説明でございます。大変申しわけございません。

○道工晴久議長 ただいま議題となっております岬町観光案内所の設置及び管理に関する条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程20、議案第28号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程20、議案第28号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件について説明させていただきます。

提案理由としましては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、関係条例に所要の改正が必要となることから、これらを整備する条例を制定するものであります。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。

また、説明に当たりましては別添資料の行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要に沿って説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

関係条例の一部改正の概要について説明させていただきます。

資料のまず2のアでございますが、第2条におきまして、岬町情報公開条例の一部改正を図り

ます。行政不服審査法改正の趣旨を踏まえまして、現行条例の不服申し立て手続に関する規定全般を見直します。

なお、見直しに当たりましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を参考にするとともに、資料の下記のエの見直し後の岬町個人情報保護条例と同様の手続になるように配慮しております。

内容でございますが、公開請求に関する実施機関の不作为に係る審査請求を岬町情報公開審査会への諮問の対象に加え、また、岬町情報公開条例に基づく処分等に対し審査請求があった場合には審理員の指名手続を行わず、行政不服審査会への諮問を行わないこととし、審査請求があったときは現行条例と同様に岬町情報公開審査会に諮問し、当該審査会におきまして審査請求の審理を行うことになることとしております。

次に、資料の2のイでございますが、第3条におきまして、岬町個人情報保護条例の一部改正を行います。行政不服審査法改正の趣旨を踏まえまして、現行条例の不服申し立て手続に関する規定全般を見直します。

なお、見直しに当たりましては、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を参考にするとともに、上記アにより見直し後の岬町情報公開条例と同様の手続になるように配慮しております。

開示請求に対する実施機関の不作为に係る審査請求を岬町個人情報保護審査会への諮問の対象に加えまして、また、岬町個人情報保護条例に基づく処分等に関し審査請求があった場合には、審理員の指名手続を行わず、行政不服審査会への諮問を行わないこととしまして、審査請求があったときは現行条例と同様に岬町個人情報保護審査会に諮問し、当該審査会におきまして審査請求の審理を行うということにしております。

次に、資料の裏面のほうにいきますが、ウでございます。

第6条におきまして、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行うこととしております。

地方税法及び行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえまして、規定内容の見直しをいたします。

審査申出書の記載事項につきまして、行政不服審査法に準じて整理をしまして、また、審査申し出人の代表者等がその資格を失った場合の届け出義務について規定を追加します。

また、町長からの弁明書について、電子メール等での提出を可能とする規定を追加し、審査申し出人から提出された反論書の町長への送付について規定を追加し、また固定資産評価審査委員会が作成する決定書の記載事項等に係る規定を追加することとしております。

以上の、アからウの3条例の一部改正を行うほか、用語の整理等を行うために、第1条におき

まして岬町行政手続条例を、第4条におきましては一般職の職員の給与に関する条例を、第5条におきましては職員の退職手当に関する条例を、第7条におきましては岬町消防団員等公務災害補償条例をそれぞれ改正することとしております。

附則第1項におきましては、施行期日を、新しい行政不服審査法の施行日と同日でございますが、平成28年4月1日からとしております。

附則第2項におきましては、改正後の岬町固定資産評価審査委員会条例に基づきます審査の申し出は、平成28年4月1日以後の申し出について適用することとしております。

附則第3項におきましては、平成28年4月1日前にされた行政庁の処分等に係る不服申し立てにつきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上が、行政不服審査法の施行に伴います関係条例の整備に関する条例案の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程21、議案第29号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程21、議案第29号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、関係条例に所要の改正が生じることから、これらを整理する条例を制定するものであります。

改正の趣旨といたしましては、地方公務員について人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正を確保するための措置を講ずるものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、議案書の裏面及び新旧対照表もあわせてご参照願います。

今回、制定をお願いする条例（案）の構成に関しましては、五つの条例改正が含まれております。

まず、第1条といたしましては、岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

毎年公表しております人事行政の運営等の状況の公表の項目に関しまして、法令改正に合わせて勤務成績の評定を削除し、退職管理の状況と人事評価の状況を加える改正内容でございます。

次に、第2条は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

法令改正により、条項ずれが発生しましたので、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

次に、第3条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

これも法令改正による条項ずれのため、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

また、等級別基準職務表の条例化が義務化されましたので、別表第3、等級別基準職務表を設けるものでございます。

別表第3では、一般職給料表等級別基準職務表と教育職給料表等級別基準職務表ごとに職務の級と基準となる職務を明記してございます。

次に、第4条は災害派遣手当に関する条例の一部改正でございます。

法令改正による条項ずれのため、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

第5条につきましては、職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。

先ほどと同じく、法令改正による条項ずれのため、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

附則は、法令の施行に合わせまして平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が本条例の概要でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程22、議案第30号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程22、議案第30号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)及び

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、関係条例に所要の改正を行うものです。

前回の12月議会では共済年金が厚生年金に統合されるという国の年金制度の法令改正に準じて関係条例の語句の修正を行ったところでございますが、今回、根拠法令におきまして利率の引き上げがありましたので、関係条例の利率を改正するものでございます。

では、改正条文（案）をご説明いたします。

お手元の議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条は、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

具体的な条例改正の内容ですが、当該条例附則第5条第1項及び第2項の補償年金、休業補償関係の請求調整表において法令改正に合わせて所要の利率の引き上げを行うものでございます。

次に、第2条は、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正です。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級または第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中、「0.86」を「0.88」に改めるものです。

具体的な条例改正の内容ですが、当該条例附則第5条第2項及び第5項の補償年金、休業補償の請求調整表において法令改正に合わせて所要の利率の引き上げを行うものでございます。

次に、附則につきましては、第1項におきまして条例の施行期日の規定を設け、施行日は法令の施行日に合わせまして平成28年4月1日から適用としております。

次に、第2項、第3項は経過措置でございます。

二つの条例とも一部改正に伴う経過措置として施行日を境に支給すべき事由が生じた年金たる補償及び休業補償の取り扱いを改正前と改正後の条例の例によるものとしております。

当該条例改正（案）の説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程23、議案第31号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程23、議案第31号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正につきましては、この法律の施行に加えまして先般、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、その改正内容も踏まえた改正となっております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第2条は、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

まず、第1条の岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、職員の資格について定めている第24条において、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域限定保育士を資格要件に加えるものでございます。

国家戦略特別区域限定保育士は地域限定保育士と呼ばれまして、法律により地域限定保育士になるための試験制度が新たに創設され、合格者は資格取得後、3年間は当該自治体のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができます。

なお、この制度は全国で、大阪府、神奈川県、沖縄県、千葉県の4府県で実施されております。

次に、第29条第7号イの表の改正につきましては、建築基準法施行令の改正により、4階以上の階における特別非常階段に係る規制が合理化されたことにより、国の基準が改正されたことに伴い改正するものでございます。

次に、第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項につきましては、小規模保育事業所A型、B型、保育所型、事業所内保育事業所及び事業所内保育事業において保育士とみなすことができる職員について定めており、保育士とみなすことができる職員に准看護師を加えるものでございます。

次に、附則の改正につきましては、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足をしていることから、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例を設けるもので、年齢ごとの児童の数によって配置される保育士の合計数が1人となる場合は、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めるものを配置することにより、保育士の数を1人以上とすることができることや、また、みなすことができる保育士の資格、また人数の算定方法などの特例を規定するものでございます。

なお、本町ではこの条例の適用を受ける施設はございません。

次に、第2条の岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正につきましては、職員の資格について定めている第11条において国家戦略特別区域限定保育士に係る保育士を資格要件に加えるものでございます。

次に、附則につきましては、公布の日を施行期日と定めておりますが、国の基準や建築基準法の施行令の施行日が違うことから、第1条中、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則の改正規則については平成28年4月1日、同じく第29条第7号、イの表の改正規定につきましては平成28年6月1日から施行するというものでございます。

以上が改正内容の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決

賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程24、議案第32号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程24、議案第32号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。今回の改正につきましては、保険料賦課限度額について国の基準に準じて改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

賦課限度額の改正につきましては、さらなる高齢化の進展と高度な医療の普及に伴い、医療費の増加による国民健康保険料の増加が予想されることから、負担能力の高い被保険者に負担を求

め、現在でも保険料の負担感が強い中間所得者層の負担の軽減を図り被保険者間の負担の公平を確保するため、保険料賦課限度額を第16条の6に定めている基礎賦課限度額については2万円引き上げ54万円に、また、第16条の6の12に定めている後期高齢者支援金等賦課限度額についても2万円引き上げ19万円とするものでございます。

また、賦課限度額につきましては、保険料の減額について定めている第20条においても適用していることから、同様の改正を行うものでございます。

次に、附則といたしまして施行期日を平成28年4月1日と定めるとともに、経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めてございます。

以上が改正内容の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

なお、次の会議は3月24日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後1時57分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年3月2日

岬町議会

議 長

議 員

議 員